

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年十月十三日

埼玉県熊谷県税事務所長 高橋 英樹

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社星野商会	代表取締役 星野 敏	埼玉県秩父市中宮地町二十一番七号	令和二年九月三十日